

福生市議会だより

FUSSA

No.174
発行 福生市議会
平成22年4月25日
〒197-8501 福生市本町5番地
☎ 042(551)1511(代表)
☎ 042(551)1523(ダイヤルイン)



新しい福祉バスの登場です。
皆さんご利用ください!

平成22年第1回定例会は、3月2日から28日までの28日間の会期で行われ、15人の議員が一般質問した後、条例の制定、一部改正、補正予算、平成22年度各会計予算等、市長提出議案27件、議員提出議案2件、陳情4件などの審議が行われました。

平成22年 第1回定例会

本会議の経緯

▼1日目(2日)は、一般質問通告者が15人で15時間50分の通告時間であること、議案を付託する委員会の開催日数等を勘案して、会期を28日間と決定しました。

続いて、新年度に向けて市長の施政方針、教育

平成22年度から

子ども手当支給事業がスタート

学童クラブの指導時間延長を可決!!

委員長から教育委員会の基本的な考え方が述べられ、その後、4人の議員から、平成22年度予算「五つの元気」施策について、福生市総合計画(第4期)について、ポイ捨ての現状と対策について、認知症をサポートできるまちづくりについてなど市行政全般多岐にわたる一般質問が行われました。

▼2日目(3日)は、1日目に引き続き7人の議員が、環境行政について、永田橋周辺整備事業について、ハイチ大震災を教訓にした福生市の対応について、住宅用火災警報器の設置について、お買い物ありがとうございますキャンペーンについて、ホームページでの情報公開について、職員の処遇及び人件費等についてなど一般質問を行いました。

▼3日目(4日)は、2日目に引き続き4人の議員が、医療、福祉、保健の連携体制について、高齢者のセーフティネット

▼4日目(5日)は、市長から提出された「福生市非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を初め26議案の提案理由の説明及び各常任委員会等への付託が諮られました。

議案のうち「東京都市収益事業組合の解散について」など4件は、委員会への付託を省略し、採決が諮られ、東京都市収益事業については、歴史的に大いに意味のある事業であるので、経過を記録に残してほしい旨の発言があった後、原案のとおり可決されました。

▼5日目(29日)は、定例会の最終日で、各委員会に付託された議案23件を可決し、平成21年度福生市一般会計補正予算(第6号)と議員提出議案2

件を可決しました。「改正貸金業法の早期完全施行等」を求めた陳情書が採択されたことにより、全会一致で国へ意見書を提出することが決定しました。なお、「東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書」、「国民健康保険に関する陳情書」については不採択となり、建設環境委員会と議会運営委員会で審査中の陳情2案件については、なお慎重に調査研究を要するため、閉会中の継続審査とすることを決定し、定例会を終了しました。

「子ども手当支給事業」

子ども手当支給事業とは、次世代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体が応援するため、平成22年度において、中学校修了までの児童生徒を対象に一人につき月額1万3千円の子どもの手当を支給する事業です。

件を委員会への付託を省略し即決しました。「改正貸金業法の早期完全施行等」を求めた陳情書が採択されたことにより、全会一致で国へ意見書を提出することが決定しました。なお、「東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書」、「国民健康保険に関する陳情書」については不採択となり、建設環境委員会と議会運営委員会で審査中の陳情2案件については、なお慎重に調査研究を要するため、閉会中の継続審査とすることを決定し、定例会を終了しました。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書(議員提出議案)

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重

債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅などである。

そこで、先般設置された消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を直ちに完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

【提出先 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(金融担当・消費者及び食品安全担当)、総務大臣、法務大臣、国家公安委員長、衆・参議院議長】

主な内容

可決された案件	2面
予算の審査から	3面
一般質問	4~6面
委員会の審査	
特別委員会活動	7~8面